

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会 CISPR B 作業班(第 24 回)

議事要旨

- 1 開催日時：令和5年11月28日(火) 10:00～11:45
- 2 開催場所：Web 会議開催(Cisco Webex)
- 3 出席者(敬称略)

【構成員】久保田主任(TELEC)、塚原主任代理(JQA)、徳田主任代理(富士電機)、中村主任代理(鉄道総研)、安藤構成員(電気事業連合会)、井上(博)構成員(JEMA)、井上(正)構成員(トーキン)、笠井構成員(超音波工業会)、加藤構成員(REEA)、木下構成員(JEITA)、久保構成員(NHK)、田邊構成員(日本大学)、谷澤構成員(JRC)、永野構成員(ARIB)、中村構成員(ロボット工業会)、平野構成員(JFMDA)、三澤構成員(JR 東日本)、峯松構成員(KEC)、山中構成員(NICT)、山本構成員(JET)

【事務局】総務省：今泉電波監視官、郷藤電磁障害係長、木村官

4 議事要旨

(1) CISPR 会議 審議結果について

久保田主任より資料 24-1-2 に基づき説明が行われた。

次に、久保田主任より資料 24-1-1 に基づき説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

中村主任代理：議題 18.3「今後の CISPR/B 会合の運営」について、来年3月までに CISPR 全体総会の対面開催が決定しない場合、CISPR B 単独で対面の会合を設定することについての提案が他国からなされたかと思うが、CISPR 全体総会では何か次回開催についての言及はあったか。

久保田主任：全体総会でも議論されたが、結論は出ていない。問題として挙げられていたのは、今までのような方法で2週間に渡り総会を開催するのでは招致国がないということだった。そのため、年内に CISPR 議長から CISPR 総会の開催の規模や必要な設備をまとめたうえで、招致国を募る文書を回付する予定となっている。その文書を配布することで急に招致国が現れ解決するとは思わないが、次回は無理でも2025年以降の開催に向け、開催の規模感を明確化しておくことは必要かと思う。

また、前述の文書が回付された後、来年4月までに開催形態を決めることになるとは思うが、もし総会がオンライン開催となった場合、各小委員会の開催については小委員会ごとに委ねられることになる。

例えばF小委員会で想定されていたのは今年ロンドンで開催されたA小委員会のように単独でやるというもので、B小委員会も同様に単独で開催したいという話も出ているが、これは確定していない。F小委員会はドイツ NC から強く単独開催についての発言がされているため、ドイツで開催するのではないかと想像している。

また、オンライン開催の欠点として、世界中から参加する必要があるため一日の会議の時間が非常に短くなることや、コーヒブレイクでの議論ができないために進展しない内容も多いだろうということがある。前述のドイツ NC の発言では、後任育成の観点からも会議は対面で開催すべきとの意見もあった。

(2) 電波利用環境委員会 報告書(案)について

久保田主任より資料 24-2-1 及び 24-2-2 に基づき説明が行われ、田邊構成員及び中村主任代理よりエディトリアルな修正がされた後、承認された。

(3) CISPR11 国内答申アドホックグループの設立について

久保田主任より資料 24-3 に基づき説明が行われた。質疑応答は以下のとおり。

井上(博)構成員：平成 26 年度の CISPR 11 答申時にも議論された内容となるが、CISPR 11 と現行の電波法の適用範囲は一致しておらず、CISPR 11 の対象となるからといって、電波法の適用範囲となるわけではない。この資料では太陽光発電システムが電波法の規制対象となるように読めるが、答申の位置づけとしてはそういうものではないという認識なので、正式な設立文書を作成される際にはご留意いただきたい。もし CISPR 11 に含まれる機器を全て電波法の規制の対象とするという趣旨の場合、太陽光発電システムだけでなく産業機器全てに関わる内容かと思うので、そこを明確にしていきたい。そうでないのなら、この文書については修正いただくのが適切かと思う。

久保田主任：国内答申は電波法のためだけに行うのではなく、国際的な技術基準に対して、国内的な基準を作っていくというのがミッションとなっている。そのため、どれを電波法の対象とするかについては B 作業班ではなく総務省内で検討いただく事項となるが、この背景の記述からすると、かなり特定の設備に対して触れているため、実際にアドホックグループを設置する際の文書にはもう少し書きぶりを検討したいと思う。本日構成員の皆さまにご承知おきいただきたいのは、CISPR 11 の最新版をできるだけ早く国内でも利用できるようにしたいと思っており、前向きに参加を検討いただきたいということ。

井上(博)構成員：趣旨については承知した。もう 1 点、太陽光発電システムに関しては、小容量のものについては系統連系認証に基づいた形で、CISPR 11 の内容を先取りするような形での EMC 試験をうけている。少なくとも家庭用相当のものについては野放しになっているような状況ではなく、どちらかと言えばメガソーラーのようなものを想定されているのではないかと思うが、太陽光発電システムにおいて障害が頻発しているかのような誤解を与えるものにならないようにしていただければと思う。また、CISPR 11 が答申となっていないからといって国内で何も採用されてないわけではないこともご理解いただきたい。

久保田主任：事実上 CISPR 11 を採用しているというものはあるが、その場合であっても法令

に則ったものであるというより、自主的な規格として使っているというところもあるかと思う。そういうところを踏み込むためにも、国内答申をすることや、J規格を作っていくことは必要。また、太陽光発電システムについては GPCG やパネル等に対して単体で試験がされているが、それら単体で問題がない場合でも電波障害が起きてしまう可能性がある。これは施工時の技術力といった問題もあるため、最終的には設置場所で測定する必要があるが、設置場所測定は CISPR 37 の策定において議論されているとおりとても難しい。施工業者にそういった問題についての理解を深めてもらい、どのように妨害波を低減するかについてのスキルを育てていかなければならないと個人的には考えている。もちろんこれは別の場所で検討する必要があるが、B 作業班の立場としては、国外で共通的に対応している国際規格を国内でも使えるように答申していくことが必要であると提案していければ良いかと思う。

- 山中構成員 : アドホックグループの設置にあたり、いつまでに参加したい旨の連絡をしたら良いか。
- 久保田主任 : 事務局に確認いただきたい。資料に記載されているとおり、来年 1 月の発足を想定しているため、それまでに意思表示をいただければ助かるのではないかと思います。

(4) その他
特段なし。

以上